					[担当部	オスやか草といか	
<i>#-//</i>		11-7-7- F3	/7# (= ~ °	//o o 去 中			すこやか暮らし部	
施策番号	2 – 1	施策名		くりの充実		主担当課	けんこう増進課	
関連組織	保険医療語			域包括ケア指	<u></u>			
分類	も A /ロ原立			社会潮流	フローエーエーケケー	関連資料名(法律、条例、計画等)		
国の動向	は、「社会(ヘルス、イン予防、健身として位置でしては、数減少、糖	保障制度を センティブ制 でくり、重想 でけている。 主要な施 語尿病有病	持続可能 制度を活り ま化予防 特に、糖ル まとされて 者の増加	能なものとなっ 用し、生活習 の重点化」を 尿病からの慢 いるため、新 1抑制、メタボ	財政政策でるよう、データ 間候病や介護 改革の一柱 性腎臓病等 規透析患者 リックシンドロ ち出されてい	経済財政諮問会議(2019.6.)での「経済財政運営と改革の基本方針 2019」 脳卒中・心臓病その他の循環器病に関わる対策に関する基本法		
	「予防・健加援」」では、 指標を拡大 保険者の予 価)」の徹底	東づくりに頑 業務実績た く(効果検証 予防・健康・ E・拡大	i張った者 ごけでなく。 E)させ、洞 インセンテ	データ解析に。 城算評価導 <i>入</i> イブ強化=「	制度(財政支 よるアウトカム 、の流れ。 見える化(評	新経済・財政再生計画改革工程表 2018、成長戦略実行計画(2019.6.) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営 を図るための健康保険法等一部改正法 (R1.5.公布 R2.4.施行)により、高齢者 の医療の確保に関する法律・介護保険法 の一部改正		
	・健康寿命 結解析と ・高齢者の 防、重症 降の保優 ・介護予	命の延伸の なる。 か心身の多 化予防事 建事業につい	ため、健認 様な課題 業では国 ^の いて連続す 七会参加の	夏に対応する 保保健事業 支援・連携化	護データが連 ため、疾病予 から 75 歳以			
	けでなく、合 ったままの取	らわせて高齢 なり組みが重	命者が可能 要。高齢	能な限り元気 合者が社会参	ト護の充実だ 気な状態を保 対加し、互いに が必要。	医療介護総	合確保推進法	
県の動向	助け合いながら生活を続けられる地域づくりが必要。 県民の健康寿命を男女とも日本一(都道府県順位第一位)の達成を目指し、要介護とならないための予防と機能回復の取組の推進、及び、若くして亡くならないための、適時・適切な医療の体制整備						存基本計画 心となる健康増進計画と健康 に関係する7つの関連計画に	
市の動向	率向上対策 症対策)を	策の継続と <u>!</u> 主図る。	重症化予	防の強化(として、受診 糖尿病性腎 を対象とした	第2期デー 康診査等実	21 計画(第二次) タヘルス計画・第 3 期特定健 施計画 21 計画(第二次)	
TRAN	健康増進	舌動					`	
現状	かりな家。 ● 各種検記	庭への支援	、フォロー 些備・事後	の実施 炎処理の実施	Ī		気がかりな児、育児力の気が 民への後方支援を実施	

課題 ● 市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防を心がけられるような意識 の醸成や環境整備が必要である。 ● 疾病予防のための経年的な健診受診と、その後の重症化・合併症予防のための生活習慣改善が実 行継続できる仕組みづくりが必要である。 ● 市民が、「食」に関する知識と行動選択できる力量形成のための食育の推進が必要である。 ● 住民主体の通いの場が充実してきている中で、住民のモチベーションを維持した、行政の後方支援の 在り方について検討が必要である。 市民が自らの健康に関心を持ち、健康を取り巻く新たな問題への対応も含め、自己の健康維持に努 市民生活 の目標像 め、健康で長生きしている。 ●「誰もが手軽に健康づくりができるまち」を基本理念に、市民が健康的な生活習慣の重要性に理解と 取り組み 方針 関心を深め、牛涯にわたり自身の健康状態を意識、主体的に健康の保持・増進が努められるよう支 援する。 ● 食による健康への影響についての理解を深め、食の大切さを意識し、健全な食の実践が取り組めるよ う、保健指導と関係機関の連携を引き続き推進する。 ● 生活習慣病・がん疾患発症予防のための啓発・教育事業を推進する。また、疾病の早期発見、早 期治療につなげるため、各種検診の受診率向上と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援する。 ● 予防可能な脳血管疾患、糖尿病性腎臓病等を抑制するため、重症化予防対策を推進する。

					担当部	福祉保険部			
施策番号	2 – 2	施策名	地域福祉の充実		主担当課	社会福祉課			
関連組織									
分類		施策	にかかる社会潮流	関連資料名(法律、条例、計画等)					
国の動向			に向けた地域福祉の 三活課題の把握、包括		社会福祉法第 106 条の 3				
県の動向	包括的・予防的支援の体制構築を目指し、地域力強化 奈良県域地域福祉計画 (に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、ま 月) た地域課題解決に向け、地域福祉を支える様々な主体 奈良県域地域福祉推進大綱 と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」を推進。								
市の動向	設置し、広定し、地域策定した「7	く協議を行 課題解決(井市地域福祉計画策い、「桜井市地域福祉 こ向け、桜井市社会福 ば福祉活動計画」と連いる。	止計画」を策 祉協議会が	社会福祉法 桜井市地域	第 107 条 福祉計画(H30.3 月)			
現状	● 包括的支援体制の整備として 4 中学校区に地域福祉相談員を設置し、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について解決を図る。 ● 保健福祉センター陽だまりに生活困窮者自立相談支援機関「桜井市くらしとしごと支援センター」を設置している								
課題	包括的(制を整備) 地域住」	 ● 地域に密着した地域活動を通して把握された住民が抱える地域生活課題に関する相談について、 包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体 制を整備する。 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる場や住民と話し合う場となる住民の自主活動等の拠 点を整備する。 							
市民生活 の目標像	市民が地域	或のなかでと	もに支え合って安心して	て暮らしている					
取り組み方針	に取り組 接体制: ● 福祉ボラ 結びつけ 有をエヺ ● 地域の流 援する。 ● 地域に密	 市民が地域のなかでともに支え合って安心して暮らしている ● 地域共生社会の実現のため「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、世帯全体の複合的な地域課題を「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりに取り組む。 ● 福祉ボランティアに対する関心や興味を育て、人材を幅広い層に広げていくとともに、実際の活動に結びつけるため、関係団体との協力体制を構築し、市民、事業者など多くの活動主体との情報共有を工夫する。 ● 地域の活動を中心的に担ってもらうため、研修の開催等を通じて福祉ボランティアの人材育成を支援する。 ● 地域に密着し地域の活動を推進している民生児童委員、一人暮らしの高齢者世帯や子育て中の世帯等への「声かけ」や「安否確認」などの助け合いの仕組みを作ることで個人が社会から孤立する 							

					担当部	福祉保険部			
施策番号	2 – 3	施策名	障害者福祉の充	 定実	主担当課	社会福祉課			
関連組織	保険医療	 課							
分類		施策(こかかる社会潮流	関連資料	名(法律、条例、計画等)				
国の動向	童その他の 尊厳にふさ な障害福祉 障害福祉 相互に人村 域社会に習	障害者が基 わしい日常 止のサービス の増進を図 各と個性を尊 寄与するため	理念に則り身体基本的人権を享有生活・社会生活が 会付及び支援等り、障害の有無に 算重し安心して暮ら 上記の整備が進む	行) 第3次障害 閣議決定) 障害を理由 関する法律 障害者権利	会支援法(H25.4月施 諸基本計画(H25.9月 とする差別の解消の推進に (H25.6月制定) 条約(H26.1月批准)				
県の動向	に向けた取 た地域課題	包括的・予防的支援の体制構築を目指し、地域力強化 奈良県障害者計画(H27.4月)に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、また地域課題解決に向け、地域福祉を支える様々な主体と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」を推進。							
市の動向	祉計画」に 定し、各種 H29から を注視しつ い、社会全 域づくりの写 啓発、療育	基づく障害。 事業に取り 10年間、 つ、障害の 体が当事者 長現に向けて ず・教育分野 参加及びまち	88条に規定の 福祉サービス分野 組んでいる。 障害者福祉をめく ある人もない人も まを受け入れ、とも で、地域における障 、医療・保健分里 でくりの各分野に	の実施計画を策る国や県の動向 互いに尊重し合に暮らしやすい地質害者への理解と	第 3 次桜井市障害者福祉基本計画 (H29.3 月) 第 5 期桜井市障害福祉計画(H30.3 月) 障害者基本法第 11 条 3 項 桜井市こころつながる手話言語条例 (H30.4 月)				
現状	●障害者等	等にかかる相			支援、日常生	活用具給付扶助、移動支			
課題	● 相談する	● 障害者の現状や課題についての関心はあるが法律や言葉の定義などの理解度が低い。● 相談する専門的知識を有する者の不足。● 障害各分野(身体・知的・精神)に応じた企業理解不足や就労条件整備不足。							
市民生活 の目標像	障害を持つ	障害を持つ人が安心して、地域でともに生活している							
取り組み方針	あらゆる。 を確立で 援・医療 構築を図 ● 障害者が	活動に参加できるよう、名 できるよう、名 的支援等の 図る。 が地域で安か	できるよう支援して 4種サービスを充実 D機関と連携を図 ひして暮らしていく	いくために、障害者 ミさせ、相談支援 り障害者が地域で	者一人一人の事業所が中心事業所が中心で安心して暮らいて障害に対	沢と自己決定のもと、地域の 状況に応じた自立のスタイル いとなり、生活支援・就労支いせる支援体制のネットワーク けする理解と支え合いが必要 でを推進する。			

				担当部 福祉保険部				
施策番号	2 – 4	施策名	高齢者福祉の充実		主担当課	高齢福祉課		
関連組織	保険医療		<u></u> 5ケア推進室					
分類		施策にか	かる社会潮流	関連資料名(法律、条例、計画等)				
国の動向	進するとともには、保険 ビス提供体 く要介護り だくための取 保険者が	らに、制度の 者が地域の は制等を構築 は態にならず 双組みを進め 上記取組み	で、地域包括ケアシスラク持続可能性を維持で課題を分析して安定しますることや、高齢者にに自立した生活を送っることが重要である。 を強力に推進できる。	介護保険法: 行)	等(平成12年4月1日施			
県の動向	に、いつまで		รって活躍し続けられ 1た地域で安心して暮 す。	_	奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介 護保険事業支援計画(平成30年3月策 定)			
市の動向	し、健やか	で明るくいき がいづくりや(できる限り健康寿命いきとした暮らしが実現 は康づくりの支援、介	見できる	老人保健福祉計画及び第7期介護保険事業 計画(平成30年3月策定)			
現状	●介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年度から実施、現在、基準を緩和したサービス(通所型、訪問型)を実施している。 ●専門職による短期間で集中的に行われるサービスの創設に取り組んでいる。							
課題	● 市民相互の助け合いの重要性を認識し、自立のための環境整備等の推進を図ることが必要。● 相談件数が少ない。相談支援体制の周知不足。							
市民生活 の目標像	暮らし方や健康状態の異なる様々な高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている							
取り組み 方針	業(寝/ 充実させ ・高齢者/ 高齢者/ 充実を図 ・認知症/ 講座の別 できるよう	事らし方や健康状態の異なる様々な高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている ● 国民年金の動向を見ながら、高齢者が経済的に不安なく暮らせるよう、介護者に対する負担軽減事業 (寝たきり高齢者への紙おむつ支給等)の充実を図る。また、健康な高齢者の方が、生活をより充実させる上で必要となる生活費を賄うための、労働機会の提供を図る。 ● 高齢者が安心して生活できる社会にするために、市民・関係機関と連携しつつ、介護保険制度等、高齢者の暮らしに必要な情報を確実に提供する。また、多様な価値観を持つ高齢者の交流機会の充実を図るとともに、在宅で生活ができるための介護予防事業等の充実を図る。 ● 認知症の理解を広げるために、現状の取り組みに加え、企業等を対象にした認知症サポーター養成講座の開催や地域で認知症を支える人材育成を行い、市全体で認知症高齢者等を見守り、支援できるような地域を目指します。 ● 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症当事者や家族がつながる場を設立する。						

,,,,,,, . — .	(健やか)		- 00, 5	【健康・	1H1111	担当部	すこやか暮らし部		
<i>******</i> ******************************	2 5	+1:- <i>1::1::1</i>	フ ム ナナ	るた中					
施策番号		施策名	子育て支援			主担当課	けんこう増進課		
関連組織	児里偏征	•	医療課,こども			明本次业人 / 计/4 夕 周 - 1 五 宏 \			
分類	フカナレル		€にかかる社: - 士+☆	会潮流		関連資料名(法律、条例、計画等)			
国の動向	子育てと仕子育てコス				子とも子育(て支援法 H24・8・22			
			 育成する家原	なかる	为世化安计士运计签批准计				
	人に八石	בטוכט	日がもの多い	ほで江立王で	次世代育成支援対策推進法 H15・7・1 6				
		新入所 な	象者の定義	を沙正			<u>. 0</u> 重健全育成事業の設備及び運営		
			ップロの定義 の学校余裕教)推授		単 H26·4·3 0		
			生予防から			児童福祉法			
	強化	2050 ()	<u> </u>		C-27/37/C-2		400 T 0 E 0		
	子どもの貧	困対策計	画策定努力	 〕義務	子どもの貧困	国対策基本法 H 2 6・1			
県の動向	子育て世代	七の孤立	感・不安感を	解消する妊	振期から子	奈良県児童	重虐待アクションプラン		
	育て期まで	の切れ目	はいパッケー	ジ支援の必要	要性	H 2 9 · 3			
	20191	年度よりま	卡就学児現特	勿給付を開始	4				
		こおいて多	後生予防から	自立支援ま	児童福祉法	5改正 ℟元年・6・26			
	強化								
市の動向		· =	まろばセンター				桜井市地域子育て支援拠点事業条例		
			業"ドレミの広		H 3 1 · 4 · 1				
	/月 丁 とも	一時預	り事業開設		桜井市子ども一時預かり事業条例 R元年・7・1				
	1 0 FI #III	田老古怪	事業(基本	-刑) を問む					
	1 0 万利	用日义族	学未 ((全) で開政	日 2 8 · 8 · 1				
	市内全小的	学校敷州	 !内に学童保	 音所を設置	桜井市放課後児童育成事業の設備及び運				
	.121 33	3 12/3/2-0	加加工工业水	ниске	営に関する基準を定める条例				
						H 2 6 · 1 2 · 2 5			
	学童保育	所入所対	対象は小学 6	5年生までの	留守家庭	桜井市放課後児童健全育成施設設置条			
	の児童					例 H15・3・26			
					桜井市子ど	も子育て支援事業計画(案)			
	平成30年	年6月に	子ども家庭総	念合支援拠点	た設置	桜井市子と	も家庭総合拠点の設置及び運		
						営に関する			
現状							者は年々増加している。		
						段健型)に加えまほろばセンターに			
	-		子育ての相			同字なしている			
					か広場を月1回実施している。 、可能。各学童保育所の定員の空き状況より、				
					、 可能。				
			する場合もあ		WICK TXWIN				
	成してい								
	● 児童虐待	待の対応	件数は増加	傾向である。					
	● 子どもの	貧困対策	での計画は策	定していない					
課題	● 妊娠期	から子育	て期までの切	れ目ない支	援をめざして	いるが、総合	的な支援体制は確立されていな		
	ر۱ _°				_				
							する保護者が増えている。		
	● 相談窓[コや支援	事業は充実	傾向にはある	が、支援事	業につながらな	い保護者もいる		

- 子育ての孤立化を防ぐため地域との連携強化策が必要である。
 学童保育所は児童数減にも関わらず、ニーズの高まりがみられ、待機児童が発生している地域もある。
 学校の余裕教室が使用できるよう教育委員会との連携が必要である。
- 要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待未然防止、早期発見、早期対応を 図るため関係機関との連携の一層の強化策が必要である。
- 児童虐待対応に係る専門的支援の充実と人材育成の仕組みづくりが必要である。
- 子どもの貧困対策の計画が必要である。

市民生活 の目標像

子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てが出来る

取り組み方針

- 「子どもは地域全体で育てる」という意識をもって、地域社会、企業、学校が、それぞれの知識や技術を活かして子育て支援ができるような地域環境の基盤づくりを推し進める。
- 悩みや問題の把握、解決のため、地域の協力を得ながら不安や悩みを抱えている子育て中の親の負担感を軽減する子育て相談や訪問活動を行いそれぞれにあった子育て支援施策と広報活動の充実を図り、継続して支援できるネットワークづくりに取り組む。
- 問題解決のための市民啓発、関係団体との情報交流とネットワークづくりのために、情報提供や実践に 結びつけるための研修会等の実施や専門的な指導、助言を受けることができる体制と支援事業の充 実に取り組む。
- 学校の余裕教室が使用できるよう教育委員会と連携する。
- 子どもの医療費の一部を助成し、子どもの健康保持を図ることに取り組む。
- 児童虐待未然防止のために、関係各機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に取り組む。
- 今後、子どもの貧困対策について関係各課で取り組む。

				担当部	福祉保険部			
施策番号	2 – 6	施策名	保育の充実	主担当課	児童福祉課			
関連組織								
分類		施策は	かかる社会潮流	関連資	関連資料名(法律、条例、計画等)			
国の動向			⊒軽減を図る少子化対策として社 変えるため幼児教育・保育の無償	月)	子ども・子育て支援法(平成 24 年 8 月) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年 7 月)			
県の動向	妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、待 奈良県こどもすくすく・子育て安心プラン機児童解消のため、保育所整備や多様な保育サービス の提供を支援する (平成 27 年 3 月) 保育士等の人材確保及び資質の向上を図る							
市の動向	公立・私立がそれぞれの特徴を生かし相互連携を行うと 桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関す ともに、より良い保育が受けられるよう幼保一元化に向け る基本方針(平成 31 年 3 月) た取組を進めていく							
現状	● 子育て等 はつくしん ● 障害のあ	 ◆ 公立・私立ともに 0 歳児~ 2 歳児についての入所希望が多く、待機児童が増加している ◆ 子育て等に不安を抱く保護者に向けて、在園児に対しては家庭支援を行っており未就園児の場合はつくしんぼ広場にて相談や交流の場を設けている ◆ 障害のある児童に対し、障害程度を見ながら必要に応じて加配対応している ◆ 保育士の資質向上のため、研修会等へ積極的に参加し知識や技術の習得に努めている 						
課題	◆公立保育所は全て築年数が古いため老朽化が進んでいるが、幼保一元化に向けた取組を進めていく中で施設の建替えや複合化等の検討を進めていく必要がある◆事業を行うためには保育士が必要だが、担い手不足のため全てのニーズを受け止めることができない							
市民生活 の目標像	未就学年齢児が、それぞれの子どもにあった保育が受けられる							
取り組み方針	の基礎" 性と一人 質向上な	となる心情 、一人の発達 と図るともに	乳幼児が教師や友達の存在に会意欲・態度を育み、その後の学校を登録を発した。 一章段階や生活のリズムを考慮した。 世い手不足の解消に向けて引きまなが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	交生活にも活 、保育計画の 続き保育士の	かしていけるように、幼児期の特の一層の充実と、保育士等の資の募集をおこなっていく			

				担当部	すこやか暮らし部					
施策番号	2 – 7	施策名	地域医療体制の充実	主担当課	けんこう増進課					
関連組織	地域包括	ア推進室								
分類		施策	こかかる社会潮流	関連資料名(法律、条例、計画等)						
国の動向	地域医療	構想の進め	方について、地域医療構想調整本	経済財政運営と改革の基本方針						
			区域の医療機関の実績や将来の医		戈 29 年 6 月 9 日閣議決					
			て対応方針を協議している。	定)						
			必要とする状態の高齢者が住み慣		第115条45第2項第					
			暮らしを人生の最後まで続けること	4号						
	l		いまた。またまでは、またがある。 またなの思なまないませませいます。							
旧の私力			所等の関係者の連携を推進する。 まませい。その意味がお金い京席	±10+#+857						
県の動向			良方式」として、重症な救急や高度 病院」と地域包括ケアを支える「面	宋和博忠区 	域地域医療構想調整会議					
			内院」と地域で描りたで文える「面 幾能分化、強化を促進する。							
			機能力化、強化を促進する。 等の応急診療を行うため、休日夜間	 広刍診療所						
9617	1		子。///··································)/(いいロン/大/ / [·	C. 产品以 的					
		制を確保している。 ● 桜井地区病院群二次輪番制の実施により、二次救急医療体制を確保している。								
	● 入退院と在宅療養がスムーズにできるよう医療・介護連携マニュアルの策定に参画している。									
	●在宅医組	療、介護連	携推進のための研修会、講演会を開	催している。						
課題	● 桜井地[区病院群二	次輪番制における医師不足や一時	救急患者の受	け入れが問題となっている。					
	● 医療サイ	′ドと介護事	業所等の窓口となる担当課が異なり)、連携がスム -	-ズに取りにくい現状がある。					
	介護事業所現場の課題が見えにくい。そのため、実情にあった事業展開ができない。									
市民生活	 必要時に関	必要時に医療や介護制度の情報を得ることができ、適切なサービスをうけることができる								
の目標像										
取り組み	● 基幹病院との連携を支え、休日・時間外の二次救急医療の体制を維持・充実を図る。									
方針	● 地域の医療・介護の資源を把握し、住民が必要時に情報を得ることができるよう資源マップを作成									
	する。 ● 在宅医療介護連携の課題の抽出と対応策を協議できる仕組みづくりを行う。									
			医療と在宅介護の提供体制の構築す							
			と然とはも一般の近人体的の情楽) 重携を目指す。	文]及 ⁰ //C ⁰ / ⁰ //C	EJ35(二エ)ル水ルム成に配					
			当ぶとロコョッ。 隽に関する相談支援が行える相談窓	『口の設置を行						
			研修を開催し、顔の見える関係づくり		_					
			な時に必要な医療や介護が利用で							
	といった音	普及啓発を	行う。							

		担当部 福祉保険部						
施策番号	2 – 8	施策名	市民の生活支援の充実	主担当課	社会福祉課			
関連組織	_			1				
分類		施策(こかかる社会潮流	関連資料名(法律、条例、計画等)				
国の動向	方を維持し 応えられる。 に着目した 適正化等」 自立支援追 施や住居研	は確実に係って、今後よう、「就労 支援」「不」 「について法を で強化を」 でないなを でないないないない。	保護を実施するという基本的な考えとも生活保護制度が国民の信頼にによる自立の促進」「健康・生活面圧受給対策の強化」「医療扶助の律を改正した。 図るため、自立相談支援事業の実なの支給その他の支援を行うため、爰法」を制定した。	生活保護法(H26.7月) 生活保護実施要領 生活困窮者自立支援法(H27.4 月)				
県の動向	包括的・予防的支援の体制構築を目指し、地域力強化 奈良県域地域福祉計画(H28 に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、ま 月) た地域課題解決に向け、地域福祉を支える様々な主体							
市の動向	基本的人権の尊重により、誰もが健康で文化的な最低 生活保護法(H26.7月) 限度の生活が保障されており、これに基づき必要な支援 生活保護実施要領 を行うことで自立を促し、生活困窮者も地域社会の一員 として充実した生活を送れることを目指している。							
現状	●生活困窮者に対し、各扶助の支給により最低限度の生活を保障しつつ、自立に向けた支援を実施している。●保健福祉センター陽だまりに生活困窮者自立相談支援機関「桜井市くらしとしごと支援センター」を設置している。							
課題	● 桜井市くらしとしごと支援センター」との連携を強化し、生活困窮者の自立支援を促進する。 ● 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図る。							
市民生活 の目標像	誰もが各自の能力を活かしながら、経済的にも精神的にも自立して生活している							
取り組み方針	ないなど。 向けた研 談、相談 ● さらに従 上で、ハ	、今日の被付 が で で で が で が で が が が が が で が が が で が が で が が が が が が が が が が が が が に を が を が を が	悪による社会的入院や、DV、子ど保護世帯が抱える多様な問題に対加促進や、個人の努力や経験だけで制の強化を図る。 別給付の生活保護制度に加え、被例 の同行支援や、借金問題の相談系支援策を提供できる仕組みづくりを進	応できるよう、職 は対応できない 呆護者の状況√ 窓口への取次き	職員一人一人の技能向上に い問題に対する複数による面 や自立阻害要因を把握した			